

伊藤ハム米久グループ 贈収賄・腐敗行為防止ポリシー

伊藤ハム米久グループ（以下、当社グループ）は、「コンプライアンスを最優先とした、公平正大で透明性のある行動」を行動指針の中で掲げています。この指針に則った事業活動の推進には、贈収賄や不公正・不透明な取引などの腐敗行為の防止をグループ全体で徹底していくことが不可欠であると考えています。腐敗行為およびそれらに加担する行為を防止し、透明性のある誠実な行動を推し進める指針として本ポリシーを策定します。

1. 法令の遵守

当社グループおよびその役員・従業員は、その職務の遂行に関して当社グループに適用されるすべての国・地域における贈収賄防止に関連する法令を遵守します。

2. 贈収賄の禁止

当社グループおよびその役員・従業員は、直接・間接を問わず、公務員等に対して、賄賂の供与、申出、約束をしません。

3. 取引先への対応

当社グループおよびその役員・従業員は、取引先との間での接待、贈答、寄付等の利益の提供・収受を行う場合は、法令や社内規程及び健全な商慣習に従って、社会通念上において、認められる金額・頻度・程度の範囲にとどめることを徹底します。

4. 第三者への対応

当社グループおよびその役員・従業員は、代理店やコンサルタント等の第三者を経由した公務員等への不正な利益供与を行いません。

5. 会計記録

当社グループは、本ポリシーの遵守を担保するために、あらゆる取引、支出および資産の処分に関して、事実に基づいて適時・正確に会計記録を作成し保持します。

6. 罰則

本ポリシーに違反した役員・従業員は、当社グループの社内規則に従って厳正に処分されます。